

後期高齢者医療保険料が 改定されました

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直されます。今年度の保険料率は次のとおりです。

区分	22・23年度	24・25年度
均等割額	3万9,600円	4万2,700円
所得割額	7.36%	8.48%
賦課限度額 (保険料の上限額)	50万円	55万円

保険料の計算式
 保険料＝均等割額4万2,700円＋所得割額
※所得割額の計算式は、(基礎控除後の総所得金額など×所得割率)
 (33万円) (8.48%)

4月から仮徴収を開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は、昨年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。本算定(8月)により、今年度の保険料が確定した後、仮徴収で納めた額の残りを、その後の納期で納付していただきます。※仮徴収額が年額を上回った場合はその額をお返しします

納付方法の変更

「年金からの天引き」に代えて「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望する人は、①と②の手続きをしてください。①金融機関の窓口で後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きをする
 必要な物 預金通帳、預金通帳の届け出印
 ②市民課国保係、または白沢町

・利根町総務課で年金からの天引き中止の申請をする
 必要な物 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、金融機関で渡される口座振替依頼書の「本人控え」
 ◆現在年金からの天引きでない人や、①と②の手続きをしていない人は、年金からの天引きに切り替わる場合があります。天引きを希望しない人は手続きをしてください
 ◆一度手続きをした人は、再度手続きをする必要はありません。ただし、口座振替で滞納した場合は、年金からの天引きに戻ることがあります
 ◆口座振替に変更した場合、所得税、住民税の社会保険料控除は、実際に支払った人に適用されます

保険料は納期内に納めましょう

滞納すると、短期被保険者証(有効期限が短い保険証)が交付されます。また、金額や滞納期間によっては、延滞金が加算されます。保険料は滞納したままにせず、市民課国保係にご相談ください。
問い合わせ 市民課国保係 内線3132へ

年金の窓口からお知らせ



平成23年度の保険料は4月中に納めましょう

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなることもあるほか、事故などで障害が残ってしまったときの障害年金、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金を受けられなくなる場合があります。納め忘れていた人は、納付期限までに納めましょう。

こんなときは届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する公的年金制度です。
 加入者(被保険者)は、就職や退職など、次のような機会ごとに届け出が必要になります。
 第1号被保険者(自営業者や学生など)
 ■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
 ↓本人の勤務する事業所が年金

事務所へ届け出をします
 ■結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
 ↓配偶者の勤務する事業所へ届け出をします
 ■退職したとき
 ↓本人が市民課戸籍年金係、白沢町・利根町総務課市民生活係へ届け出をします
 ■退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
 ↓配偶者の勤務する事業所へ届け出をします
 ■第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)
 ■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
 ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします
 ■本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき
 ↓本人が市民課戸籍年金係、白沢町・利根町総務課市民生活係へ届け出をします
問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-21607へ

知っていますか？ 福祉医療制度

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3132、白沢町総務課市民生活係 ☎内線31、利根町総務課市民生活係 ☎内線33

福祉医療は、医療費(保険診療)のうち、自己負担をしなければならない費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含みます)を市が負担する制度です。

該当する人は手続きを

下表の資格要件に該当する人は、福祉医療受給資格者証が交付されますので申請してください。

県内の医療機関を受診したときに福祉医療受給資格者証を保険証と一緒に病院の窓口で提示すると、保険診療の自己負担を市が負担するため、窓口負担がなくなります。県外で受診や治療用器具を装着したときは、負担金を支払ってから市へ請求の手続きをしてください。

福祉医療制度の内容と手続きに必要な物

種類	資格要件	手続きに必要な物
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
高齢重度障害者 (後期高齢者医療保険に加入)	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
母子家庭 父子家庭など	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
	母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童を扶養している人とその児童	本市に本籍がない人、または戸籍謄本転入者は、前住所地の課税・非課税証明書
	父子家庭の父子(母子と同一要件)	父母のいない事実を明らかにする証明
	18歳未満の父母のいない児童	父母のいない事実を明らかにする証明

※いずれの場合も保険証・印鑑が必要です。要件を満たさなくなったときは、資格を失います

自己負担を市が負担するため、窓口負担がなくなります。県外で受診や治療用器具を装着したときは、負担金を支払ってから市へ請求の手続きをしてください。

医療費を大切にしましょう

本当に医療を必要とする人が安心して医療を受けられるように、医療機関や薬局の利用に気を付けましょう。緊急を要する診療以外は、医療体制が整っている昼間の診療時間帯に受診することが大切です。日ごろから「かかりつけ医」に相談できるようにしておくことにより安心できます。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ効能があり、新薬より安い医薬品です。利用するときは医師や薬剤師に相談し、説明を受けてから利用しましょう。

人間ドック費用の一部を助成

国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者に、人間ドック費用の一部を助成します。
 来年3月末日までの受診が助成の対象です。11月以降に受診予定の人も期限内に申請を済ませてください。

国保人間ドック

対象 次の条件をすべて満たす人
 ①本市国民健康保険加入者
 ②年齢35歳以上
 ③国保税の未納がない世帯

助成額 検診費用の3分の2(2万5000円を上限)
 ※結果により特定保健指導の対応



象になる場合があります

後期高齢者医療人間ドック

対象 次の条件をすべて満たす人
 ①県後期高齢者医療保険加入者
 ②本市に住居登録がある人
 ③後期高齢者医療保険料の未納がない人
助成額 2万円
各助成共通
申請期限 10月31日(水)
申請に必要な物 保険証(受診者全員分)、印鑑
申請場所 市民課国保係、白沢町・利根町総務課市民生活係
 ※必ず受診前に申請をしてください

人間ドックを受ける人は特定健診・後期高齢者健診(6月、10月実施)は受けられません。

助成は、年度内1回限りです。
問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3134、または白沢町総務課市民生活係 ☎内線31、利根町総務課市民生活係 ☎内線27へ